

障害福祉サービス事業所 各位

精華町健康福祉環境部社会福祉課

新型コロナウイルスの対応に伴う障害福祉サービス事業所等の  
特例的な報酬の対象について（通知）

平素は、町福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）（令和2年3月9日事務連絡）及び「新型コロナウイルスの感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年3月10日事務連絡）」に係る市町村が認める報酬の対象については、下記のとおりとしますので、ご留意をお願いいたします。

記

1 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

- ・感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間であっても報酬を算定して差支えありません。  
（緊急を要する支援を必要とする場合は、事前に町と協議を行い、支給決定前に利用を認める場合があります。）。

2 日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）

- ・「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付け障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の5の（3）に準じた対応とし、次のとおりとします。
- ・在宅において利用する場合の支援について新型コロナウイルス感染症防止のため、通所利用が困難で、原則として次の①から⑥までの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬の算定を可とします。ただし、個々の障害の状態により要件が困難な場合、町に事前に相談し、認める場合については報酬の算定を行って差支えありません。支援状況の記録について、提出を求める場合がありますので、ご留意願います。
  - ① 生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
  - ② 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
  - ③ 緊急時の対応ができること。

- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話等の確認により評価等を一週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所又は電話等の確認により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。

### 3 特例的な対応に係る提出書類

障害福祉サービス事業者にあたっては以下の書類の提出を求めます。

- ① 各事業所で作成されている個別支援計画
  - ・在宅支援の必要性、課題に対する在宅支援内容・在宅支援開始時期、その他在宅支援にあたり記載すべき事項等が記載されたもの
- ② サービス提供実績記録票
  - ・在宅支援を行った日時がわかるよう備考欄等に記載されたもの
- ③ 在宅支援開始にあたっての利用者（家族）との同意書
  - ・支援内容及び在宅支援にあたり発生する自己負担等の説明を行い、同意のサインが記載されているもの。
  - ・ただし、①個別支援計画にこの旨が記載され、サインがされているものを提出する場合は、③の提出は求めません。

※いずれの書類もコピーの提出で差支えありません。

### 4 書類の提出時期

- ・個別支援計画については、在宅支援の開始にあたり速やかに提出してください。
- ・サービス利用実績記録票はサービス提供を行った翌月の20日をめどに提出してください。

### 5 その他の留意点

- ① サービス等利用計画について
  - ・サービス等利用計画書を作成している相談支援事業者には在宅支援で対応することを事前に相談・報告してください。
  - ・相談支援事業者は報告内容によりサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、変更後のサービス等利用計画書を提出してください。
- ② 支援内容の記録について
  - ・日々の在宅支援の記録は可能な限り詳細にとるように努めてください。  
(「電話による安否確認」「課題の提供」「家族の悩みに対してアドバイスをした」等だけの記録は十分な支援がなされたと認められない場合があります)
  - ・本町が支援内容の記録を求めた場合は速やかに提出できるよう準備してください。

※その他、ご不明な点がございましたら社会福祉課までお問合せ下さい。